

日廢振セ発第 31 号
平成 30 年 5 月 7 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 正会員
会 長 殿

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理 事 長 関 庄 一 郎



平成 30 年度「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」の開催について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの教育研修事業につきましては、平素より特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記講習会につきましては、PCB 廃棄物の収集運搬に直接従事する者を対象に、廃 PCB 等の性状に関し特に注意すべき事項などの十分な知識及び技能を修得することを目的として開催しており、本年度も下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、本講習会の開催に際し、引き続き格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、関係者が本講習会を円滑に受講できますよう周知等につきましても特段のご配慮賜りますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 講習会実施機関 : 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
2. 講習会開催概要 : 別紙のとおり
3. 受付開始日 : 平成 30 年 5 月 21 日 (月)

【連絡先】

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
教育研修部 岡田
TEL03-5275-7115 FAX03-5275-7116
E-mail kyoiku@jwnet.or.jp

平成 30 年度 PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会 開催計画

- 1 講習会名 : PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会
- 2 講習科目及び講師 :
 - ◆PCB 廃棄物の性状及び取扱い (2 時間)
講師: 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
 - ◆PCB 廃棄物の処理と収集運搬に係る基準 (2 時間 40 分)
講師: 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
 - ◆PCB 廃棄物処理事業 (30 分)
講師: 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
 - ◆試験 (30 分)
- 3 受講対象者
「PCB 廃棄物処理事業」に係る PCB 廃棄物の収集運搬に直接従事する者
※PCB 入り廃感圧複写紙等を選別し容器に収納、運搬する作業等に従事する方、試料の採取、分析業務に従事する分析機関の方、無害化処理等の業務に従事する方の受講を推奨致します。一部の自治体や銀行等では、PCB 入り感圧紙の分析、仕分け作業等の入札において、監督責任者等にこの講習会の修了を求めています。
- 4 受講料 : 12,000 円 (消費税込)
- 5 実施機関等
実施・受付機関 : 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
実施協力団体 : 都道府県産業廃棄物協会 (公益社団法人全国産業資源循環連合会正会員)
- 6 開催日程

| 事業所 | 開催地 | 開催日 | 会場名 | 住所 |
|-----|-----|-----------------------|---------------|-------------------------------|
| 東京 | 東京 | 平成 30 年 7 月 31 日 (火) | ベルサール西新宿 | 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-15-3 |
| 大阪 | 大阪 | 平成 30 年 8 月 31 日 (金) | 大阪私学会館 | 〒354-0026 大阪市都島区網島町 6-20 |
| 北海道 | 北海道 | 平成 30 年 9 月 6 日 (木) | 北海道自治労会館 | 〒060-0806 札幌市北区北 6 条西 7 丁目 |
| 北海道 | 宮城 | 平成 30 年 11 月 6 日 (火) | 宮城県建設産業会館 | 〒980-0824 仙台市青葉区支倉町 2-48 |
| 北九州 | 福岡 | 平成 30 年 12 月 20 日 (木) | 福岡県中小企業振興センター | 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9-15 |
| 豊田 | 愛知 | 平成 31 年 3 月 1 日 (金) | 名古屋国際会議場 | 〒456-0036 名古屋市熱田区熱田西町 1-1 |
| 東京 | 東京 | 平成 31 年 3 月 19 日 (火) | ベルサール西新宿 | 〒160-0032 東京都新宿区西新宿 4-15-3 |

◆関係条文：廃棄物処理法施行規則 (抜粋)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第 10 条の 13 第 2 号 申請者の能力に係る基準

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。

- (1) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に関し特に注意すべき事項
- (2) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い
- (3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置
- (4) 緊急時における連絡の方法